

議員提出議案第7号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成21年 5月25日

狭山市議会議長 中村正義様

提出者 狭山市議会議員 中川 浩

賛成者 同 田中寿夫

同 大島政教

提案理由

景気悪化に伴い、民間のボーナスの実態に可能な限り合わせる期末手当としたいので、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の168」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。